

## 1. 目的

愛知大学人文社会学研究所は、機関誌『文學論叢』の学術誌として適正な学術的水準を維持するために査読制度をおき、編集委員会がその運用をおこなう。

## 2. 対象

査読対象となるのは、機関誌『文學論叢』に投稿または依頼により寄稿された原稿のうち、論説の掲載を目的とするものである。

## 3. 査読者

編集委員会は、対象となる原稿1編につき原則として2名の査読者（レフェリー）を選定し、査読を依頼する。査読者の氏名は公開されない。

## 4. 査読の過程

査読者は5. に挙げられた項目について評価、判定、掲載区分の判断をおこなう。査読者は、原稿に修正を求める場合には、修正すべき点について具体的なコメントを付けなければならない。これらの結果を査読者は1か月以内に編集委員会に報告するよう依頼する。

## 5. 査読の項目

査読者は以下の項目などを念頭において評価、判定、掲載区分の判断をおこなう。

### A. 内容の評価

- 1) 人文社会学に関わる学術的研究に貢献しているか。
- 2) 記述されている内容は正確であるか。
- 3) 議論の展開は適切か。
- 4) 資料および文献の取り扱いが適切か。

### B. 表現・形式の評価

- 1) 表題は扱われている内容に即して適切か。
- 2) 文章の表現は明瞭で読みやすいか。
- 3) 全体の構成や見出しの立て方は適切か。
- 4) 図版・表は適切に扱われているか。
- 5) 参考文献の記載方法は適切か。

### C. 採否の判定

- A このまま掲載可
- B 修正条件付きで掲載可
- C 修正の結果をレフェリーが再チェックし、その結果が適切と認められた場合にのみ掲載可
- D 論説の性格からみて研究ノートとして掲載可

(Dの場合さらに一つを選択：\_\_aそのまま掲載、\_\_b修正の結果を再チェック)

\_\_E 採用不可

#### 6. 原稿の採否

編集委員会は査読結果を十分に検討した上で、原稿の採否を決定し、その結果をすみやかに投稿者に通知しなければならない。

#### 7. 原稿の修正

査読者によって原稿の修正が求められた場合には、投稿者は定められた期日までに修正した原稿を編集委員会に送付しなければならない。編集委員会は、判定が「\_\_B修正条件付きで掲載可」の場合には、判定に応じて原稿の修正が適切になされたことを確認した上で原稿の採否を決定し、判定が「\_\_C修正の結果をレフェリーが再チェックし、その結果が適切と認められた場合にのみ掲載可」の場合には、改めて査読者に査読を依頼する。

#### 8. 規程の改廃

この規程の改廃は所員会議の議を経なければならない。

附：2016年度所員会議において承認。

この要領は、2016年5月19日から施行する。

附：2023年度所員会議において承認。

この要領は、2023年5月11日から施行する。